

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月28日

【事業年度】 第100期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社寺岡製作所

【英訳名】 TERAOKA SEISAKUSHO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺岡敬之郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区広町1丁目4番22号

【電話番号】 (03)3491 1141番

【事務連絡者氏名】 経理部長 内藤雅和

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区広町1丁目4番22号

【電話番号】 (03)3491 1141番

【事務連絡者氏名】 経理部長 内藤雅和

【縦覧に供する場所】 株式会社寺岡製作所大阪支店
(大阪市東淀川区菅原4丁目9番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (百万円)	21,829	23,536	25,945	23,833	22,908
経常利益 (百万円)	1,393	1,522	1,538	74	589
当期純利益又は当期純 損失() (百万円)	945	1,242	758	401	359
純資産額 (百万円)	23,940	24,472	24,343	23,416	23,669
総資産額 (百万円)	31,183	32,271	32,696	31,849	32,098
1株当たり純資産額 (円)	1,195.58	1,223.93	1,219.37	1,166.13	1,199.66
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	45.62	62.12	37.93	20.00	17.93
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	76.8	75.8	74.5	73.5	73.7
自己資本利益率 (%)	4.1	5.1	3.1	1.7	1.5
株価収益率 (倍)	26.09	15.5	16.0		21.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,098	1,693	2,300	1,931	3,276
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,303	1,560	748	3,098	1,543
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	677	311	262	1,207	409
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	5,004	4,831	6,039	6,128	7,420
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	527 〔64〕	555 〔54〕	568 〔57〕	597 〔65〕	600 〔60〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (百万円)	21,372	23,037	25,362	23,131	22,409
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,275	1,313	1,370	110	458
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	824	1,067	634	547	269
資本金 (百万円)	3,904	3,904	3,904	3,904	3,904
発行済株式総数 (千株)	20,081	20,081	20,081	20,081	20,081
純資産額 (百万円)	23,642	23,992	23,864	22,804	23,019
総資産額 (百万円)	30,812	31,748	32,157	31,012	31,265
1株当たり純資産額 (円)	1,180.68	1,199.95	1,195.40	1,135.63	1,166.71
1株当たり配当額 (円)	14	14	14	10	7
(内、1株当たり 中間配当額) (円)	(7)	(7)	(7)	(7)	(3)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (円)	39.51	53.38	31.73	27.27	13.48
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	76.7	75.6	74.2	73.5	73.6
自己資本利益率 (%)	3.6	4.5	2.6	2.3	1.2
株価収益率 (倍)	30.12	18.0	19.2		29.1
配当性向 (%)	35.4	26.2	44.1		51.9
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	508 〔60〕	515 〔53〕	532 〔56〕	552 〔63〕	559 〔58〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

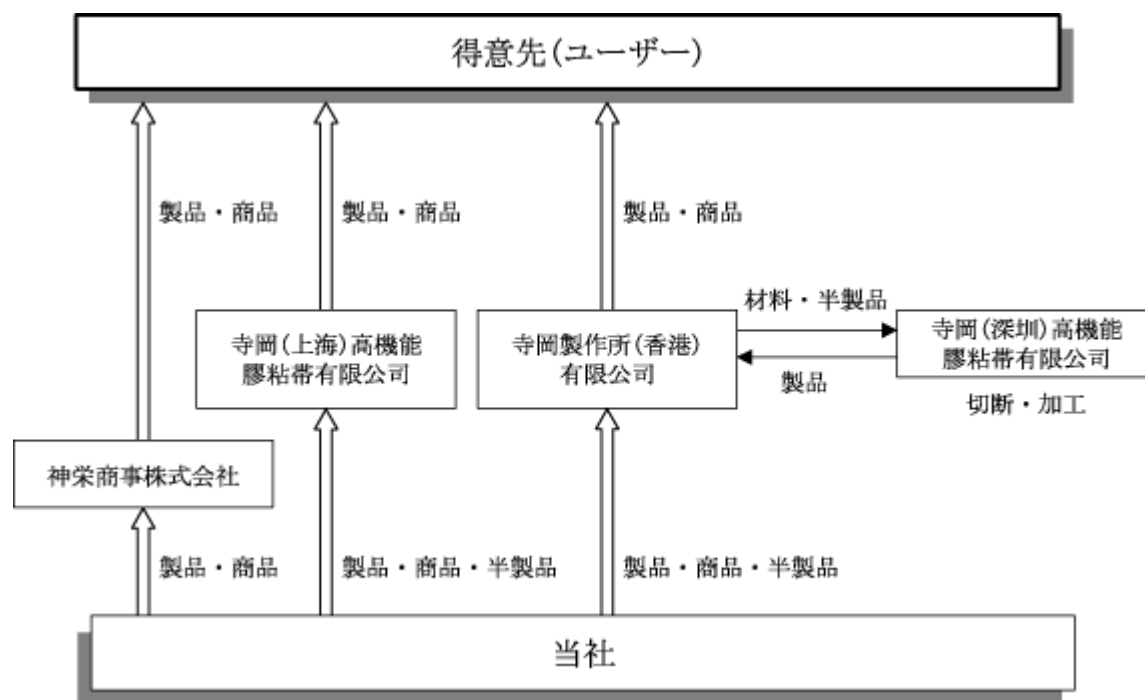
2 【沿革】

- 大正10年2月 本店現在地において故寺岡璋浩個人にて寺岡製作所を創立。ブラックテープ及びゴムテープ類の製造を開始。
- 昭和12年12月 寺岡製作所を資本金15万円をもって合資会社に改組。
- 昭和18年5月 合資会社寺岡製作所を資本金50万円をもって株式会社に改組。
- 昭和18年12月 株式会社三陽工業所を合併し、資本金を80万円に増資。
- 昭和19年9月 日本粘着テープ工業株式会社を合併。
- 昭和25年8月 梱包耐水性粘着テープ(当社製品名オリーブテープ)の製造を開始。
- 昭和31年5月 ポリエステルフィルム粘着テープ(電気絶縁用)の製造を開始。
- 昭和37年5月 大宮工場稼働開始。(主として電気絶縁用テープの製造)
- 昭和42年4月 函南工場稼働開始。(主として梱包包装用テープの製造)
- 昭和45年5月 佐野工場稼働開始。(主として電機・電子用、産業用テープの製造)
- 昭和52年12月 社団法人日本証券業協会東京地区協会店頭登録銘柄として登録。
- 昭和53年6月 防水用両面接着テープ(建築、自動車業界向)の製造を開始。
- 昭和60年5月 電子部品用テープの長尺スパイラル巻品の製造を開始。
- 昭和61年2月 電磁波シールド用導電性銅箔粘着テープの製造を開始。
- 昭和62年2月 東京証券取引所の市場第2部に上場。
- 平成2年4月 茨城工場稼働開始。(主として電機・電子用、産業用テープの製造)
- 平成7年1月 香港駐在員事務所開設、寺徳(香港)有限公司設立。
- 平成7年5月 東莞寺徳電子膠粘帯有限公司設立。
- 平成8年7月 化学研究技術センター設立。
- 平成9年3月 ISO9001の認証を国内全事業所で取得。
- 平成13年2月 ISO14001の認証を取得。
- 平成16年7月 寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司設立(現連結子会社)。
- 平成17年2月 寺徳(香港)有限公司を寺岡製作所(香港)有限公司(現連結子会社)へ社名変更。
- 平成18年1月 東莞寺徳電子膠粘帯有限公司清算。
- 平成18年11月 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司設立(現連結子会社)。
- 平成20年4月 神栄商事株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、連結子会社4社 - 寺岡製作所（香港）有限公司、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司、寺岡（深？）高機能膠粘帯有限公司、神栄商事株式会社で構成され、得意先(ユーザー)に対して粘着テープ類の製造・加工・販売を主な内容とした事業活動を展開しています。

当社グループの事業に係わる各社の位置づけおよび事業系統図の概略は次の通りであります。



当社グループの事業は粘着テープの専業であります。この内容を製品部門別に区分しますと次のとおりであります。

製品部門別	主要製品
梱包・包装用テープ	オリブテープ(布粘着テープ) カートンテープ(クラフト粘着テープ) パッケテープ(ポリプロピレンフィルム粘着テープ)等
電機・電子用テープ	ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーションテープ カプトン®フィルム粘着テープ ノーマックス®粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 電磁波シールド用テープ シリコーンゴム粘着テープ等
産業用テープ	両面テープ(布、紙、不織布、フィルム等) 防食テープ(ポリエチレン等) 養生用テープ(布、ポリエチレンクロス等) 保護用テープ(紙、フィルム等)等

(注) 上表には商品を含みます。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有 割合(%)	
(連結子会社) 寺岡製作所(香港)有限公 司	中国香港	20,000 千USドル	粘着テープ事業	100.0		当社製品及び商品の販売 当社製品の加工 役員の兼任2名
(連結子会社) 寺岡(上海)高性能膠粘 帯有限公司	中国上海	1,000 千USドル	粘着テープ事業	100.0 (70.0)		当社製品及び商品の販売 当社製品の加工 役員の兼任2名
(連結子会社) 寺岡(深?)高性能膠粘 帯有限公司	中国深?	1,000 千USドル	粘着テープ事業	100.0 (100.0)		当社製品の加工 役員の兼任1名
(連結子会社) 神栄商事株式会社	東京都品川区	16百万円	粘着テープ事業	100.0		当社製品及び商品の販売 役員の兼任2名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数。

3 特定子会社に該当する会社はありません。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の部門の名称	従業員数(名)
粘着テープ事業	600〔60〕
合計	600〔60〕

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の人数は〔 〕内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2 当社グループは粘着テープ専業であり、販売システム、生産工程は同一のため、セグメント等に関連づけての記載をしておりません。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
559〔58〕	37.4	13.4	5,610

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の人数は〔 〕内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は寺岡製作所労働組合と称し、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

連結子会社4社について労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年度の世界的な金融・経済危機により景気後退を余儀なくされましたが、新興国の経済回復や政府の景気刺激対策等により、平成21年の春先を底に輸出の増加、生産の持ち直し、企業収益の改善など緩やかなペースではあるものの改善の兆しを見せてきました。しかしながら、円高による企業利益の圧迫や、雇用・所得環境の改善は見られず、また、長引くデフレの進行により景気回復の実感が乏しく、全般的に厳しい状況で推移いたしました。

当社グループが関連する業界におきましては、アジアを中心とする海外市場の電子機器市場が早期に改善したことから、電機・電子用テープの需要は比較的早い段階で回復しました。しかしながら、内需に依存している梱包・包装用テープおよび産業用テープ市場は、荷動きの落ち込みおよび企業の設備投資の縮小や個人の住宅建設抑制などの影響を受け依然厳しい状況が続きました。

このような状況下、当社グループにおきましては、前年同期と比べ原材料価格の低下による製造原価の一定の低減効果が認められるものの、売上の回復の遅れや設備増設による減価償却費が増加したことから、利益を押し下げる要因となりました。当社グループではこれらに対し、全社的に聖域を設けない諸経費の削減に注力したことを手始めに、大宮工場、福岡営業所の閉鎖など大胆な経営の効率化に取り組みました。製造部門においては、徹底した収率改善努力による生産性向上、営業部門においても、海外の有力ユーザーへの営業活動を強化し環境対応製品やデジタル機器関連テープの新製品の売り込みに不断の努力を重ねました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、229億8百万円（前連結会計年度比3.9%減）、経常利益は、5億89百万円（前連結会計年度比695.9%増）となり、当期純利益につきましては、3億59百万円（前連結会計年度は4億1百万円の純損失）となりました。

製品部門別に売上の状況をとらえますと、次のとおりとなります。

（梱包・包装用テープ）

梱包・包装用テープにつきましては、景気後退による荷動きの低迷からマーケット全体が縮小したことや内外競合メーカーとの価格競争が激しく苦戦を強いられました。

当製品部門の売上高は、45億89百万円（前連結会計年度比13.7%減）となり、全売上高に占める割合は20.0%となりました。

（電機・電子用テープ）

電機・電子用テープにつきましては、液晶関連等のデジタル機器市場が世界的に拡大傾向にあるため、電子部品用テープが6月以降急回復しました。加えて自動車関連部品用テープも堅調に推移しました。この結果、当部門の売上高は金融危機以前の水準に近いところまで回復を果たしております。

当製品部門の売上高は、117億97百万円（前連結会計年度比3.0%増）となり、全売上高に占める割合は51.5%となりました。

(産業用テープ)

産業用テープにつきましては、個人の住宅建設やオフィスビル・マンション市場の回復が遅れたことから全体的に売上が低迷いたしました。個別製品として環境未対応製品や不採算製品の整理を行ったことによる売上の減少も若干ありましたが、P - カットテープ（ポリエチレンクロステープ）は引き続きご好評をいただいております。着実に売上を伸ばしました。

当製品部門の売上高は、65億22百万円（前連結会計年度比7.6%減）となり、全売上高に占める割合は28.5%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末と比べ12億91百万円増加し74億20百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は、32億76百万円(前連結会計年度比69.7%増)となりました。これは、主に減価償却費等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって使用した資金は、15億43百万円(前連結会計年度比50.2%減)となりました。これは、主に有形固定資産の取得に伴う設備債務の決済によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって使用した資金は、4億9百万円（前連結会計年度は12億7百万円の資金の増加）となりました。これは、主に配当金の支払い等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		生産高(百万円)	前年同期比(%)
粘着テープ事業	(種類別)		
	梱包・包装用テープ	3,601	13.5
	電機・電子用テープ	11,623	4.4
	産業用テープ	6,559	3.6
合計		21,783	1.4

(注) 金額は販売価格で表示しております。

(2) 受注実績

当社グループは主として見込生産によっております。受注実績に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業部門		販売高(百万円)	前年同期比(%)
粘着テープ事業	(種類別)		
	梱包・包装用テープ	4,589	13.7
	電機・電子用テープ	11,797	3.0
	産業用テープ	6,522	7.6
合計		22,908	3.9

(注) 1 最近2事業年度における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合

事業部門	(種類別)	前期		当期	
		輸出高(百万円)	割合(%)	輸出高(百万円)	割合(%)
粘着テープ事業	梱包・包装用テープ	258	1.1	256	1.1
	電機・電子用テープ	5,480	23.0	6,000	26.2
	産業用テープ	513	2.1	451	2.0
合計		6,251	26.2	6,707	29.3

2 最近2事業年度における主要な輸出先別の割合

輸出先	前期(%)	当期(%)
アジア	92.4	93.5
北米	3.9	2.7
欧州	3.5	2.8
その他	0.2	1.0
合計	100.0	100.0

3 【対処すべき課題】

(1) 今後の課題

今後の経済情勢は、わが国経済は一部で回復が期待されるものの、設備投資の低迷や厳しい雇用情勢などにより、企業業績の改善や個人消費の回復は緩やかなものになり、原材料価格の上昇なども懸念されることから引続き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループにおきましては、既存製品の販売拡大に加えて今後ますます高まるお客様の新用途展開のニーズや環境対応型製品のニーズにも応えるべく、新たな製品の開発と販売にも注力してまいります。また、固定費の削減や一層の経営の効率化を図り、原材料高など不確実な経営環境の中でも着実に利益を確保できる筋肉質の経営体制を目指します。また、今後も顧客のニーズに応え、従来以上に小回りをきかせつつ、スピード経営を実践してゆくことで持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保を目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。また、その詳細につきましては当社ホームページ http://www.teraokatape.co.jp/ir/ir-pdf/i_100521.pdfに記載しております。）について、平成19年6月28日開催の第97期定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂戴した旧買収防衛策に一部修正を加え、更新することを決議いたしました。本買収防衛策の更新につきましては、平成22年6月25日に開催されました当社第100期定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂戴いたしました。

本プランへの更新の決議にあたっては、取締役7名全員が賛成しており、また、社外監査役2名を含む監査役全員が当該決議に異議がない旨を表明しております。

本買収防衛策の概要につきましては、以下に記載のとおりであります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えております。当社は、大量買付行為が行われる場合でも、それが真に当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益に資するものであり、かつ当社の利害関係者にとって有益であれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社の事業に対する深い理解なくして、当社の企業価値の把握は困難であります。大量買付行為は、その目的から勘案するに企業価値および株主共同の利益を明らかに毀損する恐れがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、あるいは買付対象会社である当社の取締役会や株主が、大量買付者が提示する諸条件につき合理的な検討を加える時間的猶予を与えないものなど、必ずしも当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するものばかりとは限りません。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資さない当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。したがって、このような者による当社株式の大量買付行為や買付提案が行われた際に、当社の株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するために、当該大量買付行為に関する諸条件、大量買付行為が当社の経営におよぼす恐れのある様々な影響、大量買付者が提案する当社の経営にかかる理念・事業計画または諸施策等の必要かつ十分な情報を収集・提供したうえで、これを評価し取締役会の意見として公表し、また、大量買付者との交渉、代替案の提案等を行うこと等、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に反する買付行為を抑止するための必要かつ相当な対抗措置を講じる必要があると考えております。

当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資するための特別な取組み

(イ) 当社の企業価値の源泉について

当社は今年、創業90周年を迎えますが、自主独往の精神のもと、お客様の多種多様なニーズに応える少量多品種生産に適合する生産システムの構築、独自の優れた技術を有し他社の追隨を許さない電機・電子用テープの開発をはじめ、粘着テープ分野における基材、粘材等の基礎的な研究および当社の蓄積されたコア技術を活用したエンドユーザー様との緊密な共同研究開発に努めるなど、業界の先駆者として常に新たな市場を切り開いてまいりました。また、いずれも有力な代理店様との共存共栄を旨としながらも、効率的な販売体制を構築する一方で、強固な財務体質をはじめとする優れた経営基盤等、当社がこれまで永年にわたり培ってきた有形・無形の経営資源が、有機的に一体となり当社の企業価値を創造していると考えております。したがって、当社は、これらの経営資源を今後とも最大限有効に活用し、企業価値の更なる向上に取り組んでいくことが株主の皆様との共同の利益に資するものと考えます。

(ロ) 企業価値向上のための取組み

当社を取り巻く経営環境は、平成20年秋以降の世界的金融不況や実体経済の悪化などに伴い著しく悪化した後、緩やかに改善しつつあるものの、依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、経営環境がいかに変化しようとも、社業の一層の発展を実現するため、一貫した経営理念にもとづき、顧客満足度が高く、付加価値が高い製品やサービスを創出すること、絶え間なき技術革新、および効率的業務運営、ならびに経営資源の最適配分を行うこと、これらに加えて事業活動のあらゆる局面において地球環境に配慮した対応を行うことなどを通じ、企業価値をさらに向上させるとともに、株主共同の利益を確保してまいります。

(ハ) コーポレートガバナンスに関する主な取組み

当社は、当社と利害関係を有する全ての者のために、透明性及び公正性が確保された経営を実践し、企業価値を持続的に向上させていくという経営の基本理念を実現するためには、コーポレートガバナンスの強化は必須であると認識しております。取締役の業務執行に対する監督機能としては、社外監査役2名を含む監査役会が主に当たっており、内部監査部門や会計監査人と連携を密に取り対応することなどにより、監査の有効性、効率性を高めているほか、社外監査役のうち1名を、一般株主の利益保護に配慮した株式会社東京証券取引所が定める独立役員として選任しております。

本プランの目的および内容

(イ) 本プラン導入の目的

当社取締役会は、上記 に述べた基本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資さない当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。このような者に当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、大量買付行為が行われる際に、買付に応じるべきか否かを当社株主の皆様適切にご判断いただけるように、大量買付者から必要な情報および時間を確保し、また、当社取締役会による代替案も含めた判断に必要な情報を提供することを目的とし、旧プランの内容を一部修正したうえで、本プランとして導入することといたしました。

(ロ) 本プランの概要

当社は、上述の考え方に基つき本プランを定め、特定株主等の議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主等の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、または市場取引、公開買付等の具体的買付方法の如何を問いません。以下「大量買付行為」といい、かかる行為を行う者を「大量買付者」といいます。）を適用対象とします。

(a) 大量買付者による買付趣意書の事前提出

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、当社株主の皆様および当社取締役会が、当該大量買付が真に当社の企業価値ならびに株主共同の利益に資するものであるか否かを判断するに足る、必要十分にして適切、かつ真正な情報（以下、「大量買付情報」といいます。）を提出していただきます。大量

買付者には、まず、大量買付行為を行うに当たり、大量買付者の名称、住所、代表者のご氏名、国内連絡先、大量買付の概要、および本ルールに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面（以下、「買付趣意書」といいます。）を提出していただきます。

(b) 大量買付者による大量買付情報の提供

当社は、上記～全てが記載された買付趣意書受領後10営業日以内（初日不算入）に、大量買付者に対して大量買付情報として記載していただく事項について書面を交付し、大量買付者には、当該書面に則って大量買付情報を記載したうえで当社に提出していただきます。なお、ご提出いただいた大量買付情報が、当社株主の皆様および当社取締役会の判断に十分でない場合、十分な大量買付情報が揃うまで、適宜回答期限を定めたくて（期間の上限を60日といたします。）追加的に情報提供をしていただくことがあります。また、当社は、買付趣意書の提出があった事実、当社取締役会に提供された大量買付情報、あるいはその他大量買付行為に関連する諸情報を後述する独立委員会に提出するとともに、当社株主の皆様の判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては、その全部または一部を適切な時期および方法にて開示いたします。

また、当社取締役会が、大量買付情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大量買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的説明がある場合等は、当社取締役会が求める大量買付情報がすべて揃わなくとも、大量買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、(c)の当社取締役会による検討・評価を開始する場合があります。

なお、買付情報として提出を要請する情報は以下のとおりです。

大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合の組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）

大量買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の可能性等を含みます。）

大量買付に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、および意思連絡が存する場合にはその内容（議決権の行使、取得された株式の売却に関する意思連絡の有無を含みます。）

大量買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、および買付に係る一連の取引により生じることが予想される結果を含みます。）

大量買付の資金の裏付（資金の提供者（実質的な資金の提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大量買付行為完了後に企図する、当社および当社グループの経営方針、経営理念、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用方法、ならびに役員候補（企業価値および株主共同の利益向上に係るものを含みます。）

大量買付行為完了後に企図する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社ならびに当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

その他大量買付行為の適法性、妥当性を判断するために、後記(二)の独立委員会が、その提供が合理的に必要と考える情報

(c) 当社取締役会による評価・検討

上記(b)に定める情報提供の手続において必要十分にして適切、かつ真正な大量買付情報が提供されたと認められた場合、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大量買付者との交渉、あるいは意見形成、代替案策定等を行う一定の時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が確保されるべきであると思料し、大量買付手法の態様により以下の、またはに掲げる期間を設定いたします。この場合、大量買付情報の提供が完了した旨および評価期間が開始した旨を速やかに開示いたします。ただし、評価期間の終了までに、独立委員会が提出資料の検討、評価、大量買付者との交渉、代替案の作成、後記5.の対抗措

置の発動に関する勧告をなしえないときは、独立委員会の決議により、合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）において評価期間を延長することができるものとします。なお、当社は評価期間を延長する場合は、その理由、延長期間等を開示します。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合には60日間（初日不算入）
その他の大量買付行為の場合には90日間（初日不算入）

この評価期間の開始日は、当社取締役会が決定した後に大量買付者に対して通知し、当該期間中、当社は、当社株主の皆様への判断に資することを目的とし、大量買付者から提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会の意見を取りまとめたくうえで開示いたします。また、大量買付者と各種条件に関して交渉し、あるいは当社取締役会で取りまとめた代替案を株主の皆様へ提示する場合があります。大量買付行為は、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとします。

（八）大量買付行為がなされた場合の対応策

（a）本ルールが遵守されなかった場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社企業価値の維持および株主共同の利益保護を目的として、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株発行や株主割当による新株予約権の発行など、会社法その他の法令、当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で適かつ相当であると認めるものを選択することとなります。

なお、本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、合理的な範囲内において大量買付者側の事情を勘案し、少なくとも大量買付情報の一部が提供されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定しないものとします。

当社取締役会が対抗措置として、新株予約権の無償割当を選択した場合の具体的内容は、後記5.に記載のとおりですが、新株予約権の無償割当を実際に行う場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことなどを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに、当社が新株予約権を取得する旨の条件を付すなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

（b）本ルールが遵守された場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。したがって、大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容ならびにそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、本ルールが遵守されている場合であっても、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく毀損すると合理的に判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を講じることがあります。

大量買付行為が結果として当社に回復し難い損害を与える場合とは、次の～の何れかの類型に該当するものを指します。なお、～に該当する場合であっても、対抗措置は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合に発動するものであり、大量買付者の意図が形式的に～に該当することのみをもって発動することはいたしません。当該大量買付行為が、～のいずれにも該当しない場合、当社は対抗措置を講じません。

大量買付行為により、当社株式の価格を吊上げたうえで、高値で当社関係者に引き取らせることを目的とし、当社の経営に参画する意思がないとみなされる場合（いわゆるグリーンメーラー）

大量買付行為により、当社の経営に対する支配権を取得した後、当社の経営上必要不可欠な知的財産権、企業秘密情報、顧客等有形無形の財産を、当該大量買付者やそのグループ会社に移譲させる目的であるとみなされる場合

大量買付行為により、当社の経営に対する支配権を取得した後、当社の資産を当該大量買付者やそのグループ会社の債務の担保や弁済原資として流用する目的であるとみなされる場合

大量買付行為により、当社の経営に対する支配権を取得した後、当社の事業に当面関係しない遊休不動産や有価証券等の資産を売却し、その売却益をもって一時的な高配当を強いるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙い、当社株式の高値売り抜けをする目的であるとみなされる場合

大量買付者が提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にすることなく公開買付等の株式買付を行うこと。）など、株主の判断の機会、または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあるとみなされる場合（ただし、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するとみなすものではありません。）

大量買付者の買付条件等の条件（対価の種類・価額、当該価額の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含むがこれらに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分、または不適切であると判断される場合

大量買付者による当社の支配権獲得の後、当社株主、取引先、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーとの関係を破壊すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合

大量買付者が、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置の発動を判断する場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、後記4.の独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の必要性および相当性を十分検討したうえで前記(ロ)(c)の評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の当該勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、または不発動について判断するものとします。

(c) 対抗措置発動の判断

当社取締役会は、大量買付者が提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら当該大量買付者および大量買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大量買付行為が当社の株主共同の利益に与える影響を検討するとともに、後記(二)の独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動、または不発動を決議するものとします。当社取締役会が、本プランに基づいて大量買付者に対して対抗措置を発動する決定を行った場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。

(d) 対抗措置発動の中止等

当社取締役会は、下記のような事情がある場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、後記(ホ)(a)の割当てまでの間は、新株予約権の発行の中止、あるいは新株予約権行使期間の開始日以降においては、無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな対抗措置を行うことができるものとします。なお、この場合、当社取締役会は速やかに情報開示を行います。

当社取締役会が、大量買付者から合理的かつ妥当な買収提案がなされたと判断し、または独立委員会からかかる勧告がなされた場合

当社取締役会が大量買付者との間で対抗措置を発動しない旨の合意、または対抗措置を中止する旨の合意に至った場合

当該対抗措置発動の決定後、大量買付者およびそのグループが買付等を撤回した場合、その他買付等

が存在しなくなった場合

当該対抗措置発動の決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大量買付者およびそのグループによる買付等が前記(八)(a)および(b)記載の買収防衛策の発動の条件に定める要件のいずれにも該当しない、あるいは該当しても新株予約権を発行すること、または行使することが相当でないとして当社取締役会が判断するに至った場合

(二) 独立委員会

(a) 独立委員会の設置

独立委員会は、大量買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）に対して発動し得る対抗措置を当社取締役会が決議するにあたり、取締役会により恣意的な判断がなされることを未然に防止する牽制組織として設置されるものであり、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する行為に該当するか否か、あるいは当該対抗措置の発動が妥当であるか否かを経営陣から独立した公正かつ中立的な第三者の視点から客観的に判断し、その判断の内容を当社取締役会に勧告することを目的とします。

大量買付行為がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対し、大量買付者の買付内容にかかる情報その他独立委員会が適宜必要と認める情報、株主の意向、取引先、従業員、地域関係者などの意見等を総合判断し、また、必要に応じて買付者と直接、あるいは間接に協議を行ったうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るという観点から、当該買付行為が真に当社の経営に資するものか否かを判断し、当社取締役会に対し、具体的な対抗措置を発動することが許容されるか否かについて勧告するものとします。

なお、独立委員会は、職務の合理性、透明性等を確保するため、必要に応じ、当社の費用をもって、独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。独立委員会の各委員および当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合、あるいはなされると予見される場合その他必要と認める場合には、適時、独立委員会を招集することができるものとします。

(b)構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務を知悉している者等の中から選任され、その任期は選任の日から3年間とします。

(ホ) 対抗措置の具体的内容

(a) 新株予約権の発行

当社取締役会が、前記(八)(c)の決議に基づき発動する対抗措置の一つとして想定されるものに、新株予約権の無償割当がありますが、当該無償割当以外にも会社法その他法令、および当社定款上認められる他の対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、当該その他の対抗措置を講じることもあります。当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことを決議した場合の要領は以下のとおりです。

新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における、最終の当社株主名簿に記載または記録された株主に対し、新たに払込みをさせずにその所有株式（ただし、当社が保有する当社普通株式は除きます。）1株に対し1個の割合で新株予約権を割当てます。

新株予約権の目的となる株式の種類ならびに数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社発行済普通株式（ただし、当社が保有する当社普通株式は除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします。また、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

各新株予約権の発行価額

無償とします。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につきましては、当社取締役会の承認を要するものとします。

新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日（ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合は当該日とします。）を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の非営業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

新株予約権の行使条件

(a) 特定大量保有者、(b) その共同保有者、(c) 特定大量買付者、(d) その特別関係者、(e) もしくは前記(a)ないし(d)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、または承継した者、あるいは(f) 前記(a)ないし(e)に該当する者の関連者（以下(a)ないし(f)に該当する者を「非適格者」といいます。）は一定の例外事由が存する場合を除き、新株予約権を行使することはできないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、本決議において別途定めるものとします。

新株予約権の取得

新株予約権の取得事由および取得条件については、当社取締役会にて別途定めるものとします。な

お、非適格者以外の者が有する未行使の新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき、1株を上限として当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがあります。この場合、当社により新株予約権を取得された当該新株予約権者は、上記に定める金額を払い込むことなく、新株予約権取得の対価として当社普通株式を取得することになります。また、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の中止をすることがあり、新株予約権の無償割当の効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間に、当該新株予約権を無償取得する場合があります。

新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

その他

新株予約権の行使期間その他必要な事項につきましては、当社取締役会にて別途定めるものとします。

(b) 新株予約権の発行に伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続

当社取締役会にて、対抗措置の発動に伴う新株予約権の発行を決議した場合には、割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、引受の申込みを要することなく、新株予約権が割り当てられますので、これに伴う行使の手続等を行っていただく必要があります。なお、上記の手続にかかる具体的な方法の詳細は、実際に新株予約権の無償割当を行うこととなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則に基づき株主の皆様に対して公表、または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(へ) 本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める三原則、即ち企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則の何れをも満たしています。また、本プランは経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

(b) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的で導入されていること

本プランは、前記「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って構成されており、当社株式等に対する大量買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能ならしめることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

(c) 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第100期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、旧プランを一部変更して継続されるものです。また、本プランの有効期間は、平成25年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会において本プランを改廃する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは改廃されることとなりますので、本プランの継続、または廃止の判断が株主の皆様委ねられているという意味において、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっております。

(d) 事前の開示

当社は、株主・投資家の皆様および大量買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、本プランをあらかじめ開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(e)取締役会の恣意的判断の排除

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益を向上・確保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、厳格な基準の下で選任され、また、委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければなりませんので、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。また、独立委員会は、大量買付者が出現した場合、当社の費用負担において、必要に応じて独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を受けることができますので、独立委員会の実質的な判断の独立性、公平性、中立性および客観性も担保されております。また、当社取締役会は、対抗措置の発動の決定に先立ち、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重しなければなりませんので、これにより、当社取締役会による恣意的判断が排除されることとなります。

(f) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、前記(八)「大量買付行為がなされた場合の対応策」において記載しているとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動できないよう設定されており、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を未然に防止するための仕組みが確保されております。

(g) デットハンド型またはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(ト) 株主および投資家の皆様に与える影響等

(a) 本プランの導入が株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、新株予約権の無償割当を含む対抗措置自体は発動されませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(b) 対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを前提として、前記(ホ)に記載した具体的な対抗措置を採ることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたい、当該決定につき適時適切に開示いたします。

対抗措置として、新株予約権の無償交付が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償にて割当てられることとなるため、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値は希釈されるものの、保有する当社株式の全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式に係る法的、および経済的な利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が新株予約権の発行の中止、または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価値が希釈化することを前提に売買等を行った株主の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用される法令および金融商品取引所の上場規則等にしがたって、適時適切な開示を行います。

(チ) 本プランの有効期間その他

(a) 旧プランから本プランへの更新は、本定時株主総会での株主の皆様のご承認により、同日発効することとし、本プランの有効期限は平成25年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点

で廃止されることとなります。

(b) 本プラン導入を決定した当社取締役会には、当社監査役4名(内2名は社外監査役)全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用の適切性、適法性が担保されることを条件に、本プランの導入に賛成する旨の意見を述べました。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性があり、また投資家の判断に重要な影響を与える主なリスク情報は以下の通りであります。当社グループでは、これらリスクの具体的な所在、あるいは潜在性を認識したうえで、その顕在化の回避を図り、また、顕在化した場合には適切に対処していく方針であります。本項におきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下に記載する事項は、当社グループの事業上のリスク全てを網羅的に包含するものではありません。

(1) 原材料商品市場や株式市場の変動等に起因するもの

当社グループが市場に供給する製品は、石油、天然ゴム等、様々な要因によりその時々の商品市況が大きく変動する原料を多用しているため、今後の需給動向によっては、予期せぬ調達難による生産活動面での支障、あるいは調達価格の高騰による製造原価上昇などの可能性は排除できず、これらは当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、販売取引および仕入取引の双方において、より円滑で長期的な取引の維持に資するとの観点より、従来から取引先の株式を一定量保有しておりますが、株式市場において予想を超えた価格下落が生じる可能性があり、これらは当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 退職給付金債務に起因するもの

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、制度設計上の前提条件に基づいて算出されるため、将来的に運用環境の悪化等の事象が現れ、実際の結果が前提条件と異なる場合、その影響は将来にわたって定期的に認識されるため、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) マーケットの変化及び技術革新に起因するもの

当社グループは、たゆまぬ技術革新に努め、高品質かつ高付加価値の製品群を市場に送り出しておりますが、エレクトロニクスやIT産業など、当社グループが関連するマーケットは、技術革新のスピードが極めて速いため、将来にわたり正確にマーケットの変化を予測し、それに対応した技術開発を行っていくのは容易ではありません。短期間に製品価格が大幅に下落したり、製品のライフサイクルが極端に短くなった場合など、予測を大幅に超えた状況が出現した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 製品の品質に起因するもの

当社グループでは、製品の品質につきましては、細心の注意を払い生産を行うと共に、厳格な品質管理に努めておりますが、製品自体の品質に起因する製造物損害賠償責任などが生じた場合、当社グループおよび当該製品に対する信頼を失うこととなり、最終消費者に対する賠償、ないしはPL保険の適用を超える賠償が発生した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 環境問題および特有の法規制に起因するもの

当社グループは、地球環境問題に関しては、これを企業の社会的責任の一環ととらえ、経営上の重要課題として取り組んでおります。当社グループでは、化学素材を多用した製品群の製造および販売を主たる事業としているため、各種の法的規制を受けております。特に有機溶剤等の使用に関しては、継続的な削減努力を行っていますが、将来的に新たな環境規制が導入された様な場合、事業活動が制約を受けたり、法規制を遵守するためのコストが増加することなどにより、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替変動に起因するもの

当社グループは、製品の一部を外貨建て輸出しているため、その売上代金は外国為替相場変動の影響を受けます。現状、外貨建債権額から外貨建債務額を控除した、当社グループにおける為替のネットポジションは極めて限定的であり、主要通貨のポジション、ヘッジ等の管理につきましては、厳格に管理し、リスクを極小化するよう努めておりますが、想定外の相場変動が生じた場合や、海外向け外貨建輸出が急増しポジションが大きく膨らんだ場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外事業に起因するもの

当社グループは、中国の香港、上海ならびに深？において事業を展開しており、当該現地法人を取り巻く様々なリスクを事前に察知するよう鋭意努めておりますが、予期することが不可能な、政治的、社会的あるいは経済的な要因に基づく、テロ・戦争・内乱などの勃発や、法制・税制や規制の変更などにより事業の継続性を阻害する事象が発生した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 国内経済動向に起因するもの

当社グループは、主に日本国内において事業を営んでおり、連結売上高に占める国内シェアも高いため、その収益は国内市場に依存しております。昨秋の米国金融危機に端を発する世界的な実体経済の悪化は、輸出産業を中心とした日本経済を直撃しており、不況が長引いた場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、少子高齢化が今後更に進行し、国内経済活動や対外貿易取引の減少した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 天災地変等に起因するもの

当社グループの工場や営業拠点の周辺地域において、大地震や台風等の災害、あるいは予期せぬ事故が発生し、当該施設が被災することにより、当社グループの調達、生産、販売活動が阻害された場合、更に人的被害が生じた場合などは、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 金利変動に起因するもの

当社グループの、平成22年3月期末時点における銀行借入金残高は、23億78百万円となっております。当社グループは、有利子負債の削減に向けた様々な取組みを行っていますが、グループの成長戦略に伴い、銀行借入金の増加、あるいは社債の発行等の手段を講じる可能性があります。今後、調達金利が上昇した場合、営業外費用の増加などにより、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 固定資産の減損に起因するもの

当社グループは、当社および連結対象子会社においては、固定資産の減損にかかる会計基準に基づき、減損基準に該当する有形・無形の固定資産等については減損処理を行うこととしておりますが、今後、市場環境や事業環境の変化などによっては、新たに減損損失計上の要件に該当する固定資産が発生したり、固定資産を売却する必要性が生じた際にその売却価額故に固定資産売却損を計上する可能性があり、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 貸倒れに起因するもの

当社グループは、販売先に対する債権管理を厳格に行っておりますが、内外の景気後退、金融逼迫、販売先の急激な信用力の低下などが生じた場合、予想外の貸倒損失が発生する可能性があり、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 重要な訴訟事件等について

重要な訴訟事件等はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、社是の一つである、「御得意様への奉仕、よい品を早く安く」の精神のもと、粘着テープにおける新製品の開発と品質向上、生産・販売効率の向上、あるいは地球環境問題への対応などを活動の柱としています。

マーケットのニーズに適合した、高機能かつ高付加価値の製品を開発していくため、マーケットオリエンティドな開発体制の高度化、またはエンドユーザー様との共同開発の強化などを通じ、先端分野における研究開発活動を一層活性化させる所存であります。

当連結会計年度における新たな成果といたしましては、ノンハロゲン対策した各種粘着テープ、薄手耐熱フィルム両面テープ、布・PECTの改良品などの環境に配慮した製品が上市されており、幅広い産業分野への製品展開が期待できるものと考えております。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、10億20百万円（連結売上高比4.6%）となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ0.8%増加し320億98百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べ15.7%増加し175億7百万円となりました。これは、主として売上高の回復に伴う売上債権の増加によるものです。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ12.7%減少し145億91百万円となりました。これは、主として減価償却費の計上による償却資産簿価の減少によるものです。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べ3百万円減少し84億29百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べ3.9%増加し60億47百万円となりました。これは、主に仕入債務の増加によるものです。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ8.8%減少し23億82百万円となりました。これは、主に長期借入金から1年内長期借入金への振替によるものです。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べ1.1%増加し236億69百万円となりました。これは、主に売上高の回復に伴う利益の増加等によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、73.7%（前連結会計年度末73.5%）となりました。

（2）経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べ9億25百万円減少し、229億8百万円（前連結会計年度比3.9%減）となりました。この主な要因は、平成21年春先を底に輸出の増加、生産の持ち直し等の改善の兆しが出てきたものの長引くデフレ進行により景気回復の実感が乏しく全般的に厳しい状況で推移した事によるものです。

売上総利益

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度に比べ20億51百万円減少し、171億55百万円（前連結会計年度比10.7%減）となりました。この主な要因は、徹底したコスト削減活動等によるものです。

この結果、売上総利益は前連結会計年度に比べ11億26百万円増加し57億52百万円（前連結会計年度比23.5%増）、売上総利益率は5.7ポイント上昇し25.1%となりました。

営業利益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べ6億43百万円増加し、52億30百万円（前連結会計年度比14.0%増）となりました。この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ4億82百万円増加し、5億21百万円（前連結会計年度は39百万円）となりました。

経常利益

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度と比べ3百万円減少し、1億70百万円（前連

結会計年度比1.7%減)となりました。

営業外費用は、前連結会計年度と比べ36百万円減少し、1億3百万円(前連結会計年度比25.9%減)となりました。

この結果、経常利益は前連結会計年度に比べ5億15百万円増加し、5億89百万円(前連結会計年度比695.9%増)となりました。

当期純利益

当連結会計年度における特別利益は、前連結会計年度と比べ11百万円増加し、14百万円(前連結会計年比366.7%増)となりました。

特別損失は、前連結会計年度と比べ4億75百万円減少し、28百万円(前連結会計年度比94.4%減)となりました。この主な要因は、前連結会計年度は株式市況の低迷により投資有価証券評価損を計上したこと等によります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、5億74百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純損失4億25百万円)となりました。

法人税等合計は、前連結会計年度と比べ2億39百万円増加し、2億15百万円となり、当期純利益は、3億59百万円(前連結会計年度は当期純損失4億1百万円)となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要、(2) キャッシュ・フローの状況」を参照願います。

(注) 事業の状況の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは粘着テープ専業ですが、提出会社の設備投資等を事業所別にとらえますと、次のとおりであります。

事業所名	設備内容	金額(百万円)
大宮工場	粘着テープ製造	2
函南工場	"	23
佐野工場	"	429
茨城工場	"	159
本社・研究センター他	研究開発設備他	12
合計		625

2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名) 外〔臨時 従業員〕
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	工具器具 備品	合計	
大宮工場 (さいたま市北区)	粘着テープ	粘着テープ製造	145	202	128 (12)	10	487	49〔16〕
函南工場 (静岡県田方郡函南町)	"	"	152	240	150 (35)	26	570	56〔16〕
佐野工場 (栃木県佐野市栄町)	"	"	548	1,670	112 (64)	46	2,378	116〔9〕
茨城工場 (茨城県北茨城市中郷町)	"	"	2,159	2,199	1,116 (79)	52	5,527	93〔3〕
本社、 研究センター他 (東京都品川区)	"	事務所・ 研究センター他	274	165	2,083 (14)	82	2,605	245〔14〕

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

提出会社

事業所名 (所在地)	設備内容	予算金額 (百万円)	平成22年3 月までの支 払済金額 (百万円)	今後の所要 金額 (百万円)	着工年月	完成予定 年月	必要性及び完成後 の増加能力
函南工場 (静岡県田方郡 函南町)	粘着テープ製造	177		177	平成22年 6月	平成23年 3月	省力化及び合理化、増加能力は僅少であります。
佐野工場 (栃木県佐野市 栄町)	"	414	66	348	平成22年 4月	平成23年 3月	
茨城工場 (茨城県北茨城 市中郷町)	"	286	4	282	平成22年 5月	平成23年 3月	
本社 研究センター他 (東京都品川区)	事務所 研究センター他	333	59	274	平成22年 4月	平成23年 3月	研究開発設備の拡充
計		1,210	130	1,082			

(注) 1 上記計画に伴う今後の所要資金は自己資金をもって充当する予定であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれません。

(2) 重要な設備の除却等

大宮工場は、生産品目を佐野工場および茨城工場へ集約することにより、生産性向上に寄与すると判断し、平成22年度中に閉鎖することを決定しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,081,955	20,081,955	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	20,081,955	20,081,955		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成8年4月1日～ 平成9年3月31日	187,754	20,081,955	93	3,904	93	3,489

(注) 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		17	14	154	27	2	2,133	2,347	
所有株式数(単元)		44,540	648	51,523	7,815	2	96,079	200,607	21,255
所有株式数の割合(%)		22.2	0.3	25.7	3.9	0.0	47.9	100.0	

(注) 自己株式 352,186株は「個人その他」に 3,521単元、「単元未満株式の状況」に 86株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺岡製作所取引先持株会	東京都品川区広町1丁目4番22号	1,865.5	9.28
寺岡敬之郎	東京都品川区	882.7	4.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	854.8	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	774.2	3.85
野村信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	747.3	3.72
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	678.8	3.38
寺岡くに子	東京都品川区	526.0	2.61
寺岡製作所従業員持株会	東京都品川区広町1丁目4番22号	467.8	2.32
ザバンクオブニューヨーク ノントリテージェヤスデックアカウント(常人代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	GLOBAL CUSTODY, 32ND FLOOR ONE WALL STREET, NEW YORK NY 10286, U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決済事業部)	292.1	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	285.9	1.42
計		7,375.1	36.72

(注)1. 上記当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	774.2千株
野村信託銀行株式会社(信託口)	747.3千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	35.9千株

2. 自己株式は、上記大株主から除いております。

3. 次の法人から平成22年4月5日に変更報告書の写しの送付があり(報告義務発生日 平成22年3月31日)次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	1,233.5	6.14

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 352,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,708,600	197,086	
単元未満株式	普通株式 21,255		
発行済株式総数	20,081,955		
総株主の議決権		197,086	

(注) 「単元未満株式数」欄には、当社所有の自己保有株式が86株含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社寺岡製作所	東京都品川区 広町1丁目4番22号	352,100		352,100	1.75
計		352,100		352,100	1.75

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】
会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額
取締役会(平成22年1月28日決議)での決議状況 (取得期間平成22年1月29日)	350,000	135百万円
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	350,000	135百万円
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	679	0
当期間における取得自己株式	106	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	352,186		352,292	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への配当に関する考え方としましては、当期の経営成績、財政状況、キャッシュフロー、配当性向などに加え、今後の事業戦略・事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

なお、当社は会社法第454条5項に規定する中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

このような基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては1株あたり4円とし、先に実施いたしました1株あたり3円の間中間配当金とあわせ、当期の年間配当金は7円となります。

また次期の配当につきましては、予断を許さない不透明な経営環境が続くものと予想されますが、安定的な利益配分に関する基本方針に基づき、中間配当金5円、期末配当金5円とし、1株あたりの年間配当金10円とさせていただきます予定であります。

当事業年度にかかる剰余金の配当は下表のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成21年10月26日取締役会決議	60	3
平成22年6月25日定時株主総会決議	78	4
計	138	7

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,380	1,195	965	695	485
最低(円)	900	790	556	346	349

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	427	420	412	397	383	400
最低(円)	402	386	389	381	349	356

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長	(代表取締役)	寺岡 敬之郎	昭和26年 11月6日生	昭和61年1月 当社入社 昭和63年6月 取締役 平成4年3月 取締役茨城工場長 平成6年6月 専務取締役管理本部長 平成8年9月 専務取締役管理本部長兼研究 開発本部長 平成12年6月 代表取締役社長就任(現)	平成22年6月 25日より2年	882.7
常務取締役	(技術部門統 括、兼研究開発 本部長)	高木 清博	昭和27年 11月20日生	昭和52年4月 当社入社 平成12年4月 茨城工場長 平成15年10月 函南工場長 平成18年6月 取締役製造本部副本部長、兼函 南工場長 平成19年4月 取締役製造本部副本部長、兼品 質保証部長 平成21年4月 常務取締役技術部門統括、兼研 究開発本部長(現)	平成22年6月 25日より2年	9.3
常務取締役	(製造本部長)	川口 健男	昭和22年 3月23日生	昭和46年4月 当社入社 平成9年12月 製品開発研究部長 平成12年4月 情報科学研究部長 平成16年6月 取締役研究開発本部長 平成21年4月 取締役製造本部長、兼品質保証 部長 平成22年6月 常務取締役製造本部長(現)	平成22年6月 25日より2年	10.8
取締役	(営業本部長、 兼海外営業部 長)	渡 邊 順	昭和29年 12月7日生	昭和53年5月 当社入社 平成16年4月 東京支店長 平成19年6月 執行役員営業本部副本部長、兼 東京支店長 平成20年1月 執行役員営業本部副本部長、兼 東京支店長、兼海外営業部長 平成20年4月 執行役員営業本部長、兼海外営 業部長 平成20年6月 取締役営業本部長、兼海外営業 部長(現)	平成22年6月 25日より2年	7.7
取締役	(管理本部長)	野見山 豊	昭和29年 3月16日生	平成16年4月 当社入社 平成17年7月 総務部長 平成19年6月 執行役員管理本部副本部長、兼 総務人事部長 平成20年6月 取締役管理本部長、兼総務人事 部長 平成22年4月 取締役管理本部長(現)	平成22年6月 25日より2年	4.0
取締役	(大阪支店長)	伊藤 信雄	昭和24年 7月15日生	昭和47年4月 当社入社 平成18年4月 大阪支店長 平成18年4月 執行役員大阪支店長 平成22年6月 取締役大阪支店長(現)	平成22年6月 25日より2年	11.1
取締役	(茨城工場長)	大堀 裕由	昭和25年 4月15日生	昭和51年4月 当社入社 平成11年1月 生産技術部(現生産技術研究 部)部長 平成20年6月 執行役員生産技術研究部長 平成22年4月 執行役員茨城工場長 平成22年6月 取締役茨城工場長(現)	平成22年6月 25日より2年	1.6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		服部元昭	昭和17年 11月27日生	昭和40年4月 平成4年11月 平成6年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月	当社入社 総務部長 取締役総務部長 常務取締役管理本部長 専務取締役管理本部長 常勤監査役(現)	平成20年6月 27日より3年	21.6
監査役		堂本浩治	昭和18年 11月13日生	昭和42年4月 平成5年10月 平成12年4月 平成16年6月 平成18年6月	当社入社 仙台営業所長 大阪支店長 取締役大阪支店長 当社監査役(現)	平成19年6月 28日より4年	15.1
監査役		中村裕一	昭和29年 12月21日生	昭和52年4月 平成17年10月 平成19年6月 平成21年6月	三菱信託銀行株式会社入社 三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役員プライベートバンキ ング営業部長 同社理事 当社監査役(現)	平成21年6月 26日より2年	
監査役		島本和徳	昭和31年 7月30日生	昭和54年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月	神奈川電気株式会社 (現株式会社カナデン)入社 株式会社カナデン 執行役員経理財務室長 同社取締役(現) 当社監査役(現)	平成21年6月 26日より3年	
計							963.9

(注) 1 監査役中村裕一及び監査役島本和徳は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
海山喜之	昭和38年4月11日生	昭和62年4月 神奈川電気株式会社 (現株式会社カナデン)入社 平成19年4月 株式会社カナデン 経理財務室財務部長(現)	(注)	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社と利害関係を有する全てのステークホルダーのために、企業価値を持続的に向上させていくという経営の基本方針を実現するためには、時代や社会の要請に適合したフレキシブルな組織体制を整備し、経営に対する監督・牽制機能を強化することにより、経営の透明性や公正性を高めていくことが肝要であるというものです。当社グループの全役員は、社会の信頼を得ることを目的とし、高い倫理観や社会的良識に基づく企業活動を遂行していくために制定された、当社グループの最高規範ともいえる「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所行動基準」を遵守し、かつ実践することを求められています。

会社の機関等の内容および内部統制システムの整備の状況等

(イ) 会社の機関等の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、企業統治に係る機関等は、「取締役および取締役会」、「監査役および監査役会」、「内部監査部門」ならびに「会計監査人」があげられますが、その機能等は以下のとおりであります。

< 取締役および取締役会 >

当社の取締役会は、7名の取締役により構成され、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針の実現を図るための重要な業務に関する決定と、業務執行状況の監督を行うため、月次で開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。最近事業年度における取締役会の開催回数は18回でありました。なお当社では、有価証券報告書提出日現在、社外取締役は選任していません。

< 監査役および監査役会 >

当社の監査役会は、常勤監査役1名、および非常勤監査役3名（内2名は社外監査役）で構成されております。各監査役は、取締役会、あるいは社内の重要な会議に出席し、業務・財産の状況調査等を通じ取締役の業務執行を監督している他、監査計画に基づいた定例監査を実施し、必要に応じて各事業所に対する往査を実施するとともに、各種重要書類を閲覧することなどにより、実効性を確保した監査を行っております。最近事業年度における監査役会の開催回数は4回でありました。

社外監査役である中村裕一氏は、長年に亘る金融機関勤務の経験を活かし、幅広い見地から、当社の経営全般に対する監査、および指導に取り組んでおります。また、島本和徳氏は、株式会社カナデンの取締役経理財務室長を兼任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、会計・経理の専門家の立場から当社の経営全般に対する監査、および指導に取り組んでおります。なお、中村氏、ならびに島本氏の両社外監査役と当社には、取引等の利害関係はありません。

< 内部監査部門 >

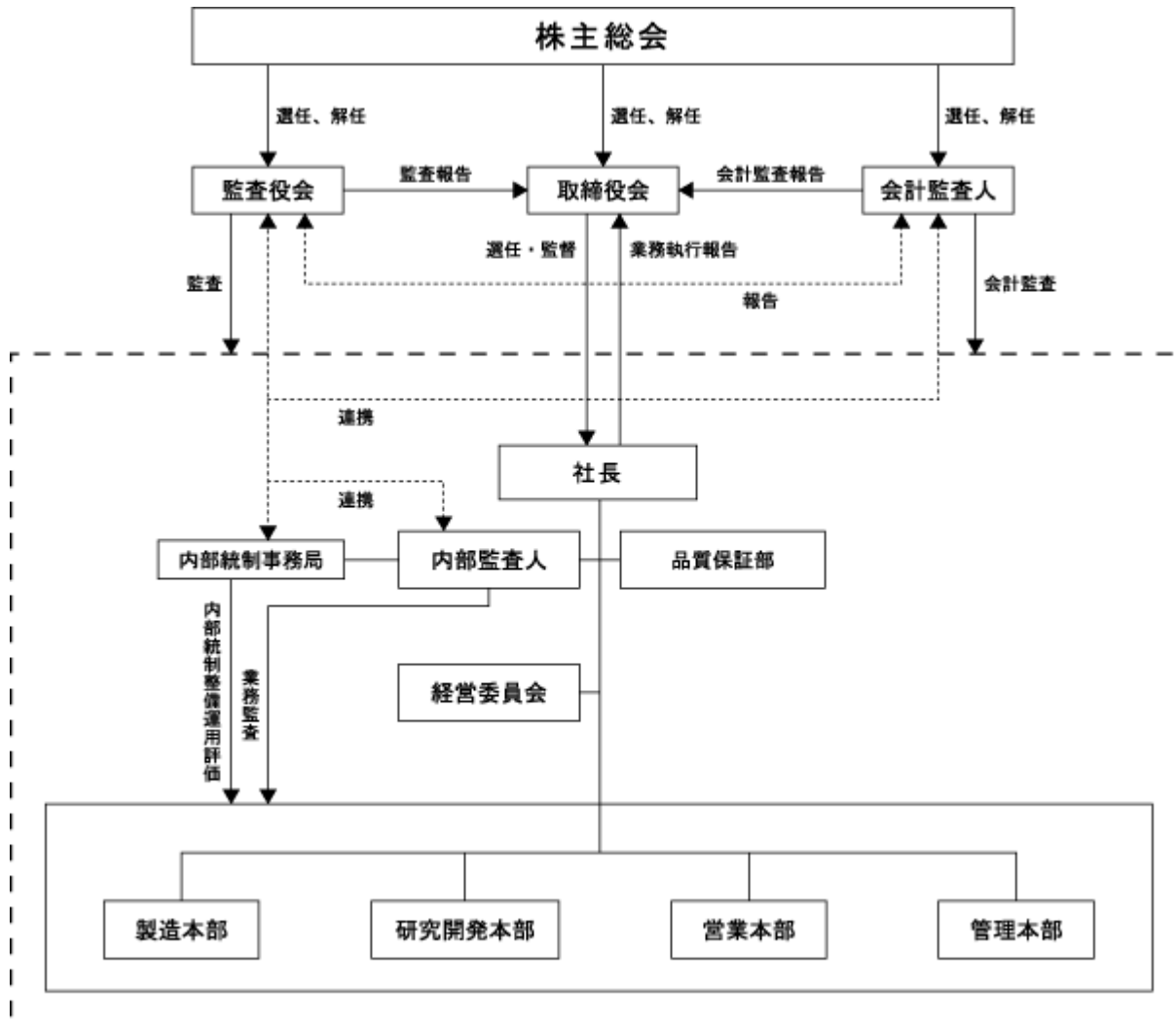
内部監査部門には、調査室と兼務している社員が1名配属されておりますが、同部門は、各業務部門からの独立性を担保された、社長直属の、主に業務監査、および内部統制監査を行う部門であり、法令や社内規定・規則・ルールなどの遵守状況を監査し、各種の改善提案を行うほか、取締役会および監査役会への監査報告や、意見・情報交換を行うことなどの連携を採ることにより、監査の実効性、あるいは信頼性を確保するよう努めています。

< 会計監査人 >

会社法に基づく会計監査、および金融商品取引法に基づく会計監査、ならびに内部統制監査にかかる契約については、井上監査法人と締結しており、監査役および内部監査人との連携を密にしながら監査に当たっておりますが、同監査法人ならびに当社の会計監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当社の会計監査を執行した公認会計士は、平松正己氏、及び吉松博幸氏の2名であります。継続監査年数につきましては、両氏とも7年以下のため、記載を省略しております。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士3名その他1名であります。

(口)業務執行・監査と内部統制の関係(模式図)



(八)内部統制システム整備の状況

当社では、内部統制システムの整備に当っては、先ずそのインフラとなる企業倫理推進体制の強化が肝要であるとの考えに基づき、平成18年5月24日、「寺岡製作所企業憲章」、および「寺岡製作所行動基準」を策定いたしました。当社の全ての役職員は、高い倫理観や社会的良識に基づいた企業活動を遂行していくに当たり、これらの憲章や、基準の遵守が求められます。

また、社長直属の「内部統制事務局」を設置し、効率的、かつ効果的な企業運営の観点より、組織、権限、業務分掌、意思決定システムなどにつき、全社的な見直しを定期的に行うほか、必要に応じ、社内における諸規定類の整備を行うことで、経営の効率性、適正性を確保する体制を築いております。内部統制事務局は、全社統制、業務処理プロセス統制、IT全般統制、及び決算財務報告プロセス統制の整備運用評価を行い、また是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する体制を構築しております。

なお、当期の内部統制の整備・運用評価の結果につきましては、全ての領域において有効となっております。

(二)社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性確保のため、独立性を保ち、かつ中立的な視点による監査の実施を目的とし、社内監査役2名に加え、社外監査役2名の合計4名(提出日現在)を監査役として選任しております。監査役は、会計及び取締役の業務執行全般に対する監督を担っており、具体的には各監査役が、取締役会、経営委員会その他重要な会議における意見の具申、稟議書・企画書を始めとする重要書類の点検、各事業所並びに子会社等への往査、外部監査人、或いは内部監査部門との連携による適切な監査などを行っているため、社外取締役を選任せずとも経営に対する牽制・監督は十分に機能する態勢にあると認識しております。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制につきましては、適宜見直しを実施しており、当社を取り巻くあらゆるリスクに対して、コントロールできる体制作りを目指すと共に、主管部門によるリスク管理の強化とリスク統括部門による牽制機能の発揮による強化を図り、コーポレート・ガバナンス担当役員のもと、リスク管理の重要性を全社員に対し啓蒙しております。

また、個人情報取扱規定、内部公益通報保護規定の制定など、リスク管理にかかるインフラの整備も怠ることなく推進しているほか、反社会的勢力が当社の業務に係わることはないよう、捜査当局等との緊密な連携を通じ、組織として対応しております。

役員報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	104	104		7
監査役 (社外監査役を除く)	15	15		2
社外役員	4	4		4

- (注) 1. 役員ごとの報酬等の支給金額につきましては、年間1億円以上を支給している役員はありませぬの記載を省略しております。
2. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定期株主総会において、夫々年間1億4200万円、2900万円と決議しております。なお、取締役ならびに監査役個々の報酬につきましては、夫々取締役会、監査役会において決議しております。
3. 報酬額の決定にあたっては、客観性かつ透明性のある報酬であることを旨とし、従業員の給与・賞与水準および世間水準とのバランスを考慮するとともに、会社業績ならびに個々の貢献度を総合的に判断したうえで決定しております。

株式の保有状況

(イ)保有目的が純投資目的以外の目的である有価証券

銘柄数 34銘柄
貸借対照表計上額の合計額 2,101百万円

(ロ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
大東建託株式会社	80,000	360	取引関係等強化のため
三菱鉛筆株式会社	129,491	179	取引関係等強化のため
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	355,000	173	取引関係等強化のため
信越化学工業株式会社	30,700	166	取引関係等強化のため
ヤスハラケミカル株式会社	148,000	103	取引関係等強化のため
株式会社カナデン	205,000	101	取引関係等強化のため
マークテック株式会社	100,000	92	取引関係等強化のため
日本管財株式会社	60,000	90	取引関係等強化のため
株式会社稲葉製作所	95,000	89	取引関係等強化のため
藤倉化成株式会社	150,000	75	取引関係等強化のため
平和不動産株式会社	240,000	67	取引関係等強化のため
星光PMC株式会社	229,000	66	取引関係等強化のため
株式会社りそなホールディングス	55,600	65	取引関係等強化のため
ユニオンツール株式会社	20,600	53	取引関係等強化のため
日本ピグメント株式会社	200,000	52	取引関係等強化のため
株式会社シモジマ	38,400	50	取引関係等強化のため
日本開閉器工業株式会社	121,000	45	取引関係等強化のため
東洋テック株式会社	52,000	44	取引関係等強化のため
黒田電気株式会社	33,600	43	取引関係等強化のため
佐藤商事株式会社	73,300	39	取引関係等強化のため

(ハ)保有目的が純投資目的である有価証券

該当事項はありません。

その他

(イ)責任限定契約の内容の概要

当社と役員は、会社法第423条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。また、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(ロ)取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款第20条第3項（取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任）に定めております。

(ハ)剰余金の配当等の機関決定

当社は、会社法第454条第5項に規定されている事項（剰余金の中間配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）につきましては、定款第41条（中間配当）に、「当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権登録者に対し中間配当を行うことができる。」旨を規定しております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることで、株主の皆様に対する機動的な利益還元を行うことをその目的とするためであります。

(ニ)自己株式の取得

当社は、環境の変化に対応し、また、機動的な資本政策を実施することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款第5条（自己株式の取得）に定めております。

(ホ)取締役の定数

当社の取締役は、7名以下とする旨を定款第20条第2項（取締役会の設置および取締役の定員ならびに選任）に定めております。

(ヘ)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、議決権を行使する株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款第16条第2項（決議の方法）に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	17		17	
連結子会社				
計	17		17	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数及び会社の規模を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、井上監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜、当該公益法人の行う研修への参加等を実施しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,128	7,420
受取手形及び売掛金	注1 5,279	注1 6,446
商品及び製品	576	665
仕掛品	1,385	1,496
原材料及び貯蔵品	1,228	1,042
繰延税金資産	163	275
その他	379	172
貸倒引当金	10	12
流動資産合計	15,132	17,507
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,392	8,991
減価償却累計額	5,337	5,637
建物及び構築物（純額）	2,055	3,353
機械装置及び運搬具	19,568	21,963
減価償却累計額	15,904	17,372
機械装置及び運搬具（純額）	3,664	4,590
土地	3,784	3,861
建設仮勘定	4,116	130
その他	2,210	2,167
減価償却累計額	1,905	1,940
その他（純額）	304	226
有形固定資産合計	13,924	12,163
無形固定資産		
ソフトウェア	188	111
電話加入権	9	12
無形固定資産合計	198	124
投資その他の資産		
投資有価証券	1,899	2,101
繰延税金資産	442	36
その他	283	195
貸倒引当金	31	31
投資その他の資産合計	2,594	2,302
固定資産合計	16,717	14,591
資産合計	31,849	32,098

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,306	3,879
短期借入金	35	3
1年内返済予定の長期借入金	125	500
未払法人税等	-	52
未払費用	373	605
その他	1,981	1,007
流動負債合計	5,821	6,047
固定負債		
長期借入金	2,375	1,875
繰延税金負債	18	18
退職給付引当金	28	323
負ののれん	101	76
長期未払金	87	88
固定負債合計	2,611	2,382
負債合計	8,432	8,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,904	3,904
資本剰余金	3,491	3,491
利益剰余金	16,030	16,269
自己株式	0	136
株主資本合計	23,425	23,528
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	83	283
為替換算調整勘定	91	143
評価・換算差額等合計	8	140
純資産合計	23,416	23,669
負債純資産合計	31,849	32,098

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
売上高	23,833	22,908
売上原価	注2,注3 19,206	注2,注3 17,155
売上総利益	4,626	5,752
販売費及び一般管理費	注1,注2 4,587	注1,注2 5,230
営業利益	39	521
営業外収益		
受取利息	7	1
受取配当金	71	52
仕入割引	25	15
受取保険金	7	18
受取補償金	-	26
負ののれん償却額	31	25
その他	30	30
営業外収益合計	173	170
営業外費用		
支払利息	18	49
為替差損	67	21
たな卸資産廃棄損	15	-
固定資産除却損	34	21
その他	2	10
営業外費用合計	139	103
経常利益	74	589
特別利益		
投資有価証券売却益	-	14
ゴルフ会員権売却益	3	-
特別利益合計	3	14
特別損失		
投資有価証券評価損	500	-
投資有価証券売却損	-	28
ゴルフ会員権評価損	2	-
特別損失合計	503	28
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	425	574
法人税、住民税及び事業税	66	58
法人税等調整額	90	157
法人税等合計	24	215
当期純利益又は当期純損失()	401	359

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,904	3,904
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,904	3,904
資本剰余金		
前期末残高	3,491	3,491
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,491	3,491
利益剰余金		
前期末残高	16,731	16,030
当期変動額		
自己株式の処分	18	-
剰余金の配当	281	120
当期純利益又は当期純損失()	401	359
当期変動額合計	701	238
当期末残高	16,030	16,269
自己株式		
前期末残高	98	0
当期変動額		
自己株式の取得	0	135
自己株式の処分	97	-
当期変動額合計	97	135
当期末残高	0	136
株主資本合計		
前期末残高	24,028	23,425
当期変動額		
自己株式の処分	79	-
剰余金の配当	281	120
当期純利益又は当期純損失()	401	359
自己株式の取得	0	135
当期変動額合計	603	104
当期末残高	23,425	23,528

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	395	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	312	200
当期変動額合計	312	200
当期末残高	83	283
為替換算調整勘定		
前期末残高	81	91
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	51
当期変動額合計	10	51
当期末残高	91	143
評価・換算差額等合計		
前期末残高	314	8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	322	149
当期変動額合計	322	149
当期末残高	8	140
純資産合計		
前期末残高	24,343	23,416
当期変動額		
自己株式の処分	79	-
剰余金の配当	281	120
当期純利益又は当期純損失（ ）	401	359
自己株式の取得	0	135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	322	149
当期変動額合計	926	253
当期末残高	23,416	23,669

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	425	574
減価償却費	1,464	2,434
貸倒引当金の増減額(は減少)	34	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	2	295
受取利息及び受取配当金	79	54
支払利息	18	49
ゴルフ会員権売却損益(は益)	3	-
投資有価証券評価損益(は益)	500	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	14
売上債権の増減額(は増加)	2,103	1,186
たな卸資産の増減額(は増加)	348	19
仕入債務の増減額(は減少)	1,466	584
未払消費税等の増減額(は減少)	125	321
その他	9	180
小計	2,363	3,196
利息及び配当金の受取額	79	54
利息の支払額	18	49
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	492	74
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,931	3,276
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	3,058	1,636
ゴルフ会員権の売却による収入	3	-
無形固定資産の取得による支出	40	27
投資有価証券の取得による支出	3	3
投資有価証券の売却による収入	-	124
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,098	1,543
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	280	120
短期借入金の純増減額(は減少)	1,010	28
長期借入れによる収入	2,500	-
長期借入金の返済による支出	-	125
自己株式の取得による支出	-	135
その他	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,207	409
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	31
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	35	1,291
現金及び現金同等物の期首残高	6,039	6,128
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	53	-
現金及び現金同等物の期末残高	注1 6,128	注1 7,420

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 4社 寺岡製作所(香港)有限公司 寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司 神栄商事株式会社 神栄商事株式会社は平成20年4月1日効力発生の株式交換により、当社の100%子会社となりました。</p>	<p>すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 4社 寺岡製作所(香港)有限公司 寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司 神栄商事株式会社</p>
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。 会社名 決算日 寺岡製作所(香港)有限公司 12月31日 寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司 12月31日 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司 12月31日</p> <p>連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎にしております。</p>	同左
4 会計処理基準に関する事項	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による低価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴い、営業利益及び経常利益はそれぞれ64百万円減少し、税金等調整前当期純損失は64百万円増加いたしました。</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法 たな卸資産 主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算 定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(口)重要な減価償却資産の減価償却の 方法 ・有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び国内連結子会社 は、主として定率法(ただし、 平成10年4月1日以降に取得 した建物(附属設備を除く)は 定額法)を採用し、在外連結子 会社は主として定額法を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下 のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 4～8年 (追加情報) 当社の機械装置の耐用年数 については、従来7～10年と しておりましたが、平成20年 度の法人税法の改正に伴い、 経済的耐用年数の合理的な見 直しを行い、当連結会計年度 より8年に変更しております。 これに伴う営業利益、経常 利益及び税金等調整前当期純 損失への影響は軽微なもので あります。</p> <p>・無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しておりま す。 なお、自社利用のソフトウ エアについては、社内におけ る利用可能期間(5年)に基づ く定額法を採用しております。</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(口)重要な減価償却資産の減価償却の 方法 ・有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社及び国内連結子会社 は、主として定率法(ただし、 平成10年4月1日以降に取得 した建物(附属設備を除く)は 定額法)を採用し、在外連結子 会社は主として定額法を採用 しております。 なお、主な耐用年数は以下 のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3～50年 機械装置及び運搬具 4～8年</p> <p>・無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>・リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準(平成19年3月30日改正)及びリース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これに伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失への影響はありません。</p> <p>(八)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金... 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 なお、当連結会計年度末においては、当社の年金資産見込額が退職給付引当金残高を超過しているため、その超過額を「投資その他の資産」の「その他」に含めて資産の部に計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 また、国内連結子会社は退職給付債務の見込額を、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 在外子会社は退職金制度がないため、計上しておりません。</p>	<p>・リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>(八)重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。 また、国内連結子会社は退職給付債務の見込額を、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 在外子会社は退職金制度がないため、計上しておりません。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より『「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)』(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
	<p>(二)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(ハ)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(二)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(ホ)重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)(ヘッジ対象) 為替予約 外貨建金銭債権債務等</p> <p>ヘッジ方針 外貨建為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額ではば同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。</p> <p>(ヘ)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 同左</p>
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	負ののれんは、5年間で均等償却しております(ただし金額が僅少な場合は当該連結会計年度に償却を行っております)。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(連結貸借対照表)	
<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ881百万円、1,656百万円、992百万円であります。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
注1 受取手形割引高 12百万円	注1 受取手形割引高 43百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																												
<p>注1 販売費及び一般管理費 4,587百万円 主な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>運賃</td><td>740百万円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td>79</td></tr> <tr><td>給料</td><td>1,254</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>300</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>148</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>334</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>35</td></tr> </table>	運賃	740百万円	販売手数料	79	給料	1,254	従業員賞与	300	賃借料	148	減価償却費	334	貸倒引当金繰入額	35	<p>注1 販売費及び一般管理費 5,230百万円 主な費目及び金額は次の通りであります。</p> <table border="1"> <tr><td>運賃</td><td>706百万円</td></tr> <tr><td>販売手数料</td><td>58</td></tr> <tr><td>給料</td><td>1,243</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>457</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>123</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>1,170</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1</td></tr> </table>	運賃	706百万円	販売手数料	58	給料	1,243	従業員賞与	457	賃借料	123	減価償却費	1,170	貸倒引当金繰入額	1
運賃	740百万円																												
販売手数料	79																												
給料	1,254																												
従業員賞与	300																												
賃借料	148																												
減価償却費	334																												
貸倒引当金繰入額	35																												
運賃	706百万円																												
販売手数料	58																												
給料	1,243																												
従業員賞与	457																												
賃借料	123																												
減価償却費	1,170																												
貸倒引当金繰入額	1																												
注2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、1,067百万円であります。	注2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、1,020百万円であります。																												
注3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 64百万円	注3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 43百万円																												

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,081,955	-	-	20,081,955

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	118,324	783	117,600	1,507

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 783株
株式交換による自己株式の減少 117,600株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	139	7	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	140	7	平成20年9月30日	平成20年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

当連結会計年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,081,955	-	-	20,081,955

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,507	350,679	-	352,186

(変動事由の概要)

増加数及び減少数の主な内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 350,000株
単元未満株式の買取りによる増加 679株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主総会	普通株式	60	3	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	60	3	平成21年 9月30日	平成21年12月 1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78	4	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	注1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,128百万円	現金及び預金勘定 7,420百万円
現金及び現金同等物 6,128百万円	現金及び現金同等物 7,420百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。外貨建債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および設備投資資金(長期)であり、長期借入金については金利変動リスクに備え、固定金利で借入を実施しております。いずれも後述する資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は外貨建債権に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法等は前述の「会計処理基準に関する事項」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て実需の範囲で行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	7,420	7,420	
(2) 受取手形及び売掛金	6,446	6,442	4
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,082	2,082	
(4) 支払手形及び買掛金	(3,879)	(3,879)	
(5) 短期借入金	(3)	(3)	
(6) 長期借入金	(2,375)	(2,400)	(25)
(7) デリバティブ取引			

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、為替予約を付した外貨建債権の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。その他の事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額18百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。契約額等は、注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内
現金及び預金	7,420
受取手形及び売掛金	6,446
投資有価証券	
合計	13,866

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	595	825	229
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	1,145	1,055	89
合 計	1,740	1,880	139

2 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	18

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について500百万円減損処理を行っております。
なお、下落率が30%以上の株式の減損にあっては回復の可能性があるとして認められる場合を除き減損処理をおこなっております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	1,694	1,175	518
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	388	429	41
合 計	2,082	1,605	477

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	124	14	28

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成22年3月31日)		
			契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	158		(注)

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、注記事項「金融商品関係」において当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格年金制度及び退職一時金制度を、国内連結子会社は退職一時金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付債務の対象とされていない割増退職金を支払う場合があります。なお、在外連結子会社には退職金制度はありません。

2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日現在)

イ 退職給付債務	3,771百万円
ロ 年金資産	2,854百万円
ハ 未認識数理計算上の差異の未処理額	941百万円
ニ 合計(イ+ロ+ハ)	23百万円
ホ 前払年金費用	52百万円
ヘ 退職給付引当金	28百万円

3 退職給付費用に関する事項(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

イ 勤務費用	209百万円
ロ 利息費用	76百万円
ハ 期待運用収益	72百万円
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	115百万円
ホ 退職給付費用	328百万円

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	翌年度より5年(定率法)

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格年金制度及び退職一時金制度を、国内連結子会社は退職一時金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付債務の対象とされていない割増退職金を支払う場合があります。なお、在外連結子会社には退職金制度はありません。

2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在)

イ 退職給付債務	3,839百万円
ロ 年金資産	3,198百万円
ハ 未認識数理計算上の差異の未処理額	316百万円
ニ 退職給付引当金	323百万円

3 退職給付費用に関する事項(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

イ 勤務費用	213百万円
ロ 利息費用	74百万円
ハ 期待運用収益	57百万円
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	347百万円
ホ 退職給付費用	578百万円

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.0%
ハ 期待運用収益率	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数	翌年度より5年(定率法)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年3月31日) (百万円)
繰延税金資産(流動)		
貸倒引当金	2	2
未払賞与	128	214
未払事業税	7	9
その他	26	49
計	163	275
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	169	140
長期未払金	35	34
投資有価証券評価損	161	145
ゴルフ会員権評価損	2	2
繰越欠損金	401	20
その他	23	145
評価性引当額	164	171
繰延税金負債(固定)との相殺	187	281
計	442	36
繰延税金資産合計	606	312
繰延税金負債(固定)		
固定資産圧縮積立金	109	83
その他有価証券評価差額金	56	193
その他	39	23
繰延税金資産(固定)との相殺	187	281
繰延税金負債合計	18	18
差引繰延税金資産の純額	588	293

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	法定実効税率 (調整)	40.4%
	永久に損金に算入されない項目	0.8%
	永久に益金に算入されない項目	7.0%
	住民税均等割	4.5%
	海外子会社における税率差異	3.2%
	その他	2.0%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(パーチェス法適用)

- 1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

神栄商事株式会社 各種粘着テープの販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、これまで連結経営の観点より、グループ全体での収益力と競争力を一層強化していくことを目的とし、海外現地法人は全て連結子会社として運営するなど、グループ経営戦略の一体的かつ効率的な推進体制を整備してまいりました。

こうした中、各種粘着テープの販売を営む神栄商事株式会社は、国内市場において、有力なエンドユーザー様との緊密な取引関係を有するなど、当社グループの販売部門として重要な役割を担っておりますが、今回の完全子会社化により、弊社との経営戦略の一層の共有化、事業基盤の強化、グループ経営資源の最適かつ効率的な活用による販売体制の整備、グループ経営の機動性の向上等が図られるため、当社および神栄商事株式会社の企業価値が向上するものと判断したものであります。

(3) 企業結合日

平成20年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式交換

(5) 結合後企業の名称

株式会社寺岡製作所

(6) 取得した議決権比率

61.25%

- 2 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日

- 3 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価 株式会社寺岡製作所の株式 79百万円

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び交換比率

普通株式 (株) 寺岡製作所 1 : 神栄商事(株) 6

(2) 交換比率の算定方法

当社は、株式交換比率の公正性および妥当性を担保するため、第三者算定機関である城之尾辰美税理士に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

城之尾税理士は、神栄商事株式会社の株価につき、類似業種批准方式および時価純資産株価方式を用いて算定を行い、また、これに対応する当社株価につきましては、市場株価平均法を用いて算定を行いました。

当社および神栄商事株式会社は、これらの算定結果を参考に慎重に検討し、交渉・協議を重ね、株式交換比率を決定致しました。

(3) 交付株式数及びその評価額

117,600株 79百万円

5 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生した負ののれん金額 127百万円

(2) 発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び負債の額と公正価格との差額により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年で均等償却

6 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	450百万円
固定資産	74百万円
合計	524百万円

(2) 負債の額

流動負債	162百万円
固定負債	43百万円
合計	205百万円

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める粘着テープ事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	5,776	242	219	14	6,251
連結売上高(百万円)					23,833
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	24.2	1.0	0.9	0.1	26.2

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域 アジア：中国、シンガポール等
北米：アメリカ等
欧州：ヨーロッパ諸国

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	アジア	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	6,268	182	188	69	6,707
連結売上高(百万円)					22,908
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.4	0.8	0.8	0.3	29.3

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

- 1 国又は地域の区分の方法 地理的近接度による
- 2 各区分に属する主な国又は地域 アジア：中国、シンガポール等
北米：アメリカ等
欧州：ヨーロッパ諸国

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,166円13銭	1株当たり純資産額	1,199円66銭
1株当たり当期純損失	20円00銭	1株当たり当期純利益	17円93銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。		なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	23,416	23,669
普通株式に係る純資産額(百万円)	23,416	23,669
普通株式の発行株式数(株)	20,081,955	20,081,955
普通株式の自己株式数(株)	1,507	352,186
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	20,080,448	19,729,769

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益又は当期純損失() (百万円)	401	359
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円)	401	359
普通株式の期中平均株式数(株)	20,080,811	20,021,715

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前連結会計年度末残高	当連結会計年度末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	35百万円	3百万円	4.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	125百万円	500百万円	1.9	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	2,375百万円	1,875百万円	1.9	平成23年～平成26年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）				
其他有利子負債				
合計	2,535百万円	2,378百万円		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	500	500	500	375

(2) 【その他】

	第1四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第2四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	第3四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第4四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高 (百万円)	5,089	5,872	6,205	5,741
税金等調整前 四半期純利益又は 四半期純損失 ()金額 (百万円)	66	181	367	92
四半期純利益又は 四半期純損失 ()金額 (百万円)	36	97	197	101
1株当たり 四半期純利益又は 四半期純損失 ()金額 (円)	1.83	4.84	9.83	5.10

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,420	6,643
受取手形	注1,注2 2,860	注1,注2 3,108
売掛金	注2 2,105	注2 3,063
商品及び製品	471	543
仕掛品	1,385	1,496
原材料及び貯蔵品	1,228	1,042
繰延税金資産	144	271
その他	注2 352	注2 152
貸倒引当金	7	8
流動資産合計	13,963	16,313
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,411	7,966
減価償却累計額	4,510	4,807
建物(純額)	1,900	3,159
構築物	943	1,003
減価償却累計額	799	811
構築物(純額)	144	191
機械及び装置	19,215	21,591
減価償却累計額	15,693	17,129
機械及び装置(純額)	3,521	4,462
車両運搬具	169	197
減価償却累計額	156	175
車両運搬具(純額)	12	21
工具、器具及び備品	2,194	2,151
減価償却累計額	1,892	1,926
工具、器具及び備品(純額)	301	224
土地	3,724	3,801
建設仮勘定	4,116	130
有形固定資産合計	13,721	11,991
無形固定資産		
ソフトウェア	187	111
電話加入権	9	9
無形固定資産合計	196	120

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,899	2,101
関係会社株式	525	525
関係会社出資金	33	33
破産更生債権等	30	30
長期前払費用	106	22
差入保証金	84	81
役員に対する保険積立金	24	27
繰延税金資産	431	24
その他	25	22
貸倒引当金	30	30
投資その他の資産合計	3,131	2,839
固定資産合計	17,049	14,951
資産合計	31,012	31,265
負債の部		
流動負債		
支払手形	333	293
買掛金	2,948	3,563
1年内返済予定の長期借入金	125	500
未払金	510	553
未払費用	371	603
未払法人税等	-	47
預り金	44	46
設備関係支払手形	617	22
設備関係未払金	777	333
その他	17	29
流動負債合計	5,745	5,991
固定負債		
長期借入金	2,375	1,875
退職給付引当金	-	293
長期未払金	87	85
固定負債合計	2,462	2,254
負債合計	8,208	8,246

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,904	3,904
資本剰余金		
資本準備金	3,489	3,489
資本剰余金合計	3,489	3,489
利益剰余金		
利益準備金	635	635
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	169	129
別途積立金	11,170	11,170
繰越利益剰余金	3,353	3,542
利益剰余金合計	15,328	15,477
自己株式	0	136
株主資本合計	22,720	22,735
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	83	283
評価・換算差額等合計	83	283
純資産合計	22,804	23,019
負債純資産合計	31,012	31,265

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高		
製品売上高	21,747	21,212
商品売上高	1,383	1,197
売上高合計	23,131	22,409
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	774	471
当期製品製造原価	注2 17,553	注2 16,128
当期商品仕入高	1,251	1,039
合計	19,579	17,639
製品他勘定振替高	26	12
商品及び製品期末たな卸高	471	543
売上原価合計	注3 19,081	注3 17,083
売上総利益	4,050	5,326
販売費及び一般管理費	注1,注2 4,228	注1,注2 4,902
営業利益又は営業損失()	178	423
営業外収益		
受取利息	5	1
受取配当金	72	55
仕入割引	25	15
受取保険金	7	18
受取補償金	-	26
その他	29	32
営業外収益合計	139	149
営業外費用		
支払利息	17	47
為替差損	4	37
たな卸資産廃棄損	15	-
固定資産除却損	34	21
その他	-	8
営業外費用合計	71	115
経常利益又は経常損失()	110	458
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	3	-
投資有価証券売却益	-	14
特別利益合計	3	14
特別損失		
投資有価証券売却損	-	28
投資有価証券評価損	500	-
ゴルフ会員権評価損	2	-
特別損失合計	503	28
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	610	443
法人税、住民税及び事業税	25	29
法人税等調整額	88	143
法人税等合計	62	173
当期純利益又は当期純損失()	547	269

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		10,818	62.7	9,908	60.7
労務費		2,502	14.5	2,697	16.5
経費		3,944	22.8	3,709	22.8
(うち減価償却費)		(1,126)		(1,248)	
(うち外注加工費)		(356)		(347)	
当期総製造費用		17,264	100.0	16,314	100.0
期首仕掛品棚卸高		1,655		1,385	
合計		18,920		17,700	
他勘定振替高		19		75	
期末仕掛品棚卸高		1,385		1,496	
当期製品製造原価		17,553		16,128	

(注) 原価計算の方法は製品別工程別総合原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,904	3,904
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,904	3,904
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,489	3,489
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,489	3,489
資本剰余金合計		
前期末残高	3,489	3,489
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,489	3,489
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	635	635
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	635	635
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	221	169
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	52	39
当期変動額合計	52	39
当期末残高	169	129
別途積立金		
前期末残高	11,170	11,170
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,170	11,170

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,147	3,353
当期変動額		
自己株式の処分	18	-
剰余金の配当	280	120
固定資産圧縮積立金の取崩	52	39
当期純利益又は当期純損失()	547	269
当期変動額合計	793	189
当期末残高	3,353	3,542
利益剰余金合計		
前期末残高	16,174	15,328
当期変動額		
自己株式の処分	18	-
剰余金の配当	280	120
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期純利益又は当期純損失()	547	269
当期変動額合計	845	149
当期末残高	15,328	15,477
自己株式		
前期末残高	98	0
当期変動額		
自己株式の取得	0	135
自己株式の処分	97	-
当期変動額合計	97	135
当期末残高	0	136
株主資本合計		
前期末残高	23,469	22,720
当期変動額		
自己株式の処分	79	-
剰余金の配当	280	120
当期純利益又は当期純損失()	547	269
自己株式の取得	0	135
当期変動額合計	748	13
当期末残高	22,720	22,735

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	395	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	312	200
当期変動額合計	312	200
当期末残高	83	283
評価・換算差額等合計		
前期末残高	395	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	312	200
当期変動額合計	312	200
当期末残高	83	283
純資産合計		
前期末残高	23,864	22,804
当期変動額		
自己株式の処分	79	-
剰余金の配当	280	120
当期純利益又は当期純損失（ ）	547	269
自己株式の取得	0	135
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	312	200
当期変動額合計	1,060	213
当期末残高	22,804	23,019

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左 子会社株式 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、総平均法による低価法によっておりましたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用されたことに伴い、総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。これに伴い、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ64百万円増加いたしました。</p>	<p>総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び車輛運搬具 4～8年 (追加情報) 当社の機械装置の耐用年数については、従来7～10年としておりましたが、平成20年度の法人税法の改正に伴い、経済的耐用年数の合理的な見直しを行い、当期より8年に変更しております。これに伴う営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響は軽微なものであります。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～50年 機械装置及び車輛運搬具 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準(平成19年3月30日改正)及びリース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これに伴う営業損失、経常損失及び税引前当期純損失への影響はありません。</p>	<p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、当期末においては、年金資産見込額が退職給付引当金残高を超過しているため、その超過額を「投資その他の資産」の「長期前払費用」に含めて資産の部に計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>会計方針の変更 当期より『「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)』(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
5 ヘッジ会計の方法		<p>ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 為替予約 外貨建金銭債権債務等</p> <p>ヘッジ方針 外貨建為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額でほぼ同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
注1 受取手形割引高 12百万円	注1 受取手形割引高 43百万円
注2 このうち関係会社に対する資産は次の通りであります。 受取手形 45百万円 売掛金 286百万円 その他 4百万円	注2 このうち関係会社に対する資産は次の通りであります。 受取手形 40百万円 売掛金 520百万円 その他 1百万円
注3 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司 35百万円	注3 偶発債務 下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。 寺岡(深?)高機能膠粘帯有限公司 3百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
注1 販売費及び一般管理費 4,228百万円 販売費に属する費用のおおよその割合は44%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は56%であります。主な費目及び金額は次の通りであります。 運賃 705百万円 販売手数料 91 給料 1,098 従業員賞与 290 賃借料 97 減価償却費 320 貸倒引当金繰入額 36	注1 販売費及び一般管理費 4,902百万円 販売費に属する費用のおおよその割合は36%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は64%であります。主な費目及び金額は次の通りであります。 運賃 677百万円 販売手数料 65 給料 1,088 従業員賞与 444 退職給付費用 273 賃借料 78 減価償却費 1,162 貸倒引当金繰入額 1
注2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、1,067百万円であります。	注2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、1,020百万円であります。
注3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 64百万円	注3 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 43百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	118,324	783	117,600	1,507

(変動事由の概要)

増加及び減少の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 783株

株式交換による自己株式の減少 117,600株

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,507	350,679		352,186

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 350,000株

単元未満株式の買取りによる増加 679株

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)における子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 525百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成21年3月31日) (百万円)	当事業年度 (平成22年3月31日) (百万円)
繰延税金資産(流動)		
貸倒引当金	2	2
未払賞与	125	210
未払事業税	7	8
その他	8	48
計	144	271
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	169	140
長期未払金	35	34
投資有価証券評価損	161	145
ゴルフ会員権評価損	2	2
繰越欠損金	401	20
その他	12	133
評価性引当額	164	171
繰延税金負債(固定)との相殺	187	281
計	431	24
繰延税金資産合計	576	295
繰延税金負債(固定)		
固定資産圧縮積立金	109	83
その他有価証券評価差額金	56	193
その他	21	5
繰延税金資産(固定)との相殺	187	281
繰延税金負債合計	-	-

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1)連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 1,135円63銭	1株当たり純資産額 1,166円71銭
1株当たり当期純損失 27円27銭	1株当たり当期純利益 13円48銭
なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。	なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	22,804	23,019
普通株式に係る純資産額(百万円)	22,804	23,019
普通株式の発行株式数(株)	20,081,955	20,081,955
普通株式の自己株式数(株)	1,507	352,186
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	20,080,448	19,729,769

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失() (百万円)	547	269
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失() (百万円)	547	269
普通株式の期中平均株式数(株)	20,080,811	20,021,715

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
大東建託株式会社	80,000	360
三菱鉛筆株式会社	129,491	179
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	355,000	173
信越化学工業株式会社	30,700	166
ヤスハラケミカル株式会社	148,000	103
株式会社カナデン	205,000	101
マークテック株式会社	100,000	92
日本管財株式会社	60,000	90
株式会社稲葉製作所	95,000	89
藤倉化成株式会社	150,000	75
平和不動産株式会社	240,000	67
星光PMC株式会社	229,000	66
株式会社りそなホールディングス	55,600	65
ユニオンツール株式会社	20,600	53
日本ピグメント株式会社	200,000	52
株式会社シモジマ	38,400	50
日本開閉器工業株式会社	121,000	45
東洋テック株式会社	52,000	44
黒田電気株式会社	33,600	43
佐藤商事株式会社	73,300	39
その他 14銘柄	309,414	137
計	2,726,105	2,101

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	6,411	1,575	20	7,966	4,807	315	3,159
構築物	943	80	20	1,003	811	33	191
機械及び装置	19,215	2,735	359	21,591	17,129	1,779	4,462
車両運搬具	169	33	5	197	175	23	21
工具、器具及び備品	2,194	80	123	2,151	1,926	154	224
土地	3,724	77		3,801			3,801
建設仮勘定	4,116	520	4,506	130			130
有形固定資産計	36,774	5,103	5,036	36,841	24,849	2,306	11,991
無形固定資産							
ソフトウェア				936	825	103	111
電話加入権				9			9
無形固定資産計				946	825	103	120
長期前払費用	118	0	53	65	43	32	22
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

増加	建物	茨城工場	粘着テープ製造設備	1,546百万円
	機械及び装置	茨城工場	粘着テープ製造設備	2,168百万円

2 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	38	8		7	39

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

a 資産の部

1 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	5
当座預金	1,301
普通預金	5,335
別段預金	0
計	6,643

2 受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東神物産株式会社	385
株式会社槌屋	307
和気産業株式会社	209
東和電気株式会社	184
小池産業株式会社	138
その他 202社	1,882
計	3,108

(ロ)決済期日別内訳

摘要	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	計
受取手形手持高(百万円)	959	861	694	402	189	3,108
受取手形割引高(百万円)	39		3	0		43

3 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
寺岡製作所(香港)有限公司	296
東神物産株式会社	211
寺岡(上海)高機能膠粘帯	210
KyoeiDenki〔SINGAPORE〕	138
東亜電気工業株式会社	101
その他 488社	2,104
計	3,063

(ロ)発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{C}{A+B} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{A+D}{2} \div \frac{B}{365}$
2,105	23,332	22,375	3,063	88.0	40.4

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等が含まれております。

4 たな卸資産

(イ)商品及び製品・仕掛品

区分	商品(百万円)	製品(百万円)	仕掛品(百万円)	計(百万円)
梱包包装用テープ	43	155	377	575
電機・電子用テープ	30	111	579	720
産業用テープ	6	198	540	744
計	79	464	1,496	2,040

(ロ)原材料及び貯蔵品

区分	原材料(百万円)	貯蔵品(百万円)	計(百万円)
基材(布・紙・フィルム他)	680		680
粘剤(ゴム・溶剤他)	168		168
研究材		38	38
その他		155	155
計	848	194	1,042

b 負債の部

1 支払手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
豊田通商株式会社	56
中本パックス株式会社	37
稲畑産業株式会社	29
日本リライアンス株式会社	18
日本バルカー工業株式会社	13
その他 109社	137
計	293

(ロ)決済期日別内訳

平成22年 4月(百万円)	5月(百万円)	6月(百万円)	7月(百万円)	計(百万円)
88	64	77	62	293

2 買掛金

相手先	金額(百万円)
伊藤忠商事株式会社	474
王子タック株式会社	249
シノムラ化学工業株式会社	235
青山産業株式会社	186
大洋興産株式会社	182
その他 188社	2,234
計	3,563

3 長期借入金

区分	金額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,125
株式会社りそな銀行	750
計	1,875

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。(URL http://www.teraokatape.co.jp)
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第99期有価証券報告書 平成21年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第99期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

平成21年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第100期第1四半期）（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

平成21年8月11日関東財務局長に提出

（第100期第2四半期）（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

平成21年11月12日関東財務局長に提出

（第100期第3四半期）（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

平成22年2月12日関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

平成22年2月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 寺岡製作所
取締役会 御中

井上監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中松 進

代表社員
業務執行社員 公認会計士 平松 正己

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社寺岡製作所の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社寺岡製作所が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社 寺 岡 製 作 所
取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 吉 松 博 幸

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社寺岡製作所の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社寺岡製作所が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社 寺 岡 製 作 所

取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 中 松 進
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 平 松 正 己
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社 寺 岡 製 作 所

取締役会 御中

井 上 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 平 松 正 己
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 吉 松 博 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社寺岡製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。